

①学校名:	国立大学法人山口大学		②所在地:	山口県山口市吉田1677番地1			
③課程名:	知財教育プログラム ものづくり知財コース		④正規課程/履修証明プログラム:	履修証明プログラム		⑤開設年月日:	2017/4/1
⑥責任者:	知的財産センター副センター長 木村友久		⑦定員:	50名		⑧期間:	2年間
⑨申請する課程の目的・概要:	高校や大学において知財教育を修得する機会が少なく、企業において知的財産(技術、ブランド等)を活用して効果的にビジネス展開に結び付けることのできる人材育成や日々の企業活動や個人の中においても必要とされる、知的財産に係る一定の知財知識とスキルを身に付けることを目的とする。						
⑩4テーマへの該当の有無		⑪履修資格:	学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者				
⑫対象とする職業の種類:	知的財産教育未修得社員						
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) ものづくりに関連する知的財産全般の法律知識と初歩的な実務対応技能。ものづくり系知財情報の検索技術から情報分析までに必要な入門的知識と技能			(得られる能力) ・知的財産(技術、ブランド等)を活用して効果的にビジネスにできる能力 ・知的財産に係るリスク管理のできる能力			
⑭教育課程:	科学技術と社会(1単位)により、知的財産の基礎を修得し、さらに特許法(1単位)、意匠法(1単位)、商標法(1単位)、不正競争防止法(1単位)、標準化とビジネス(1単位)を修得することにより、ものづくり関連で必要となる知的財産の知識を修得するとともに、著作権法等から業務等に必要となる科目を選択し修得する。その過程において、知的財産に係る専門家による、タイムリーな判例等を示しながら、その時々に応じた知識を修得させる。						
⑮修了要件(修了授業時数等):	8単位以上を履修の上、各科目において出席状況、認定試験の成績(60点以上)、レポート等において担当教員の評価によりその授業科目の可否を判定し、合格の場合に修得とみなし、8単位以上を修得することによる修了認定						
⑯修了時に付与される学位・資格等:	履修証明書						
⑰総授業時数:	11	単位	⑱要件該当授業時数:	11	単位	⑲要件該当授業時数/総授業時数:	100.00%
⑳成績評価の方法:	出席状況、筆記試験の成績、レポートによる評価						
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。「山口大学知的財産教育研究共同利用拠点運営委員会」の委員により、本プログラムの成果の検証や評価を行う。						
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者に対して各種アンケートと一部はヒアリングを実施し、その結果を基に山口大学知的財産教育研究共同利用拠点運営委員会委員により、検証や評価を行う。						
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 関係団体、知財教育協力大学並びに本学の教育部門の責任者により組織する山口大学知的財産教育研究共同利用拠点運営委員会の委員により、教育課程の編成並びに知財教育科目の実施方法、評価、教材等について検証や評価を行う。 (自己点検・評価) 前述の拠点運営委員会委員の半数は外部委員であり元特許庁長官の経歴を持つ委員もメンバーとなっている。これら外部委員の意見を取り入れるとともに、企業へのヒアリング等における意見聴取によりカリキュラムおよび講義内容の持続的改善のための意見を反映させる。						
㉔社会人が受講しやすい工夫:	週末、休日及びeラーニングを利用した開講						
㉕ホームページ:	http://www.kim-lab.info/						

事務担当者名:	山本宏幸	所属部署:	学術研究部産学連携課産学連携係
連絡先:	(電話番号) 0836-85-9961 (E-mail) sh052@yamaguchi-u.ac.jp		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。